

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（案）」及び
「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（案）」に対する意見の概要及びこれに対する考え方

令和 6 年 12 月 10 日

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課デジタル市場企画調査室

意見募集期間：令和 6 年 10 月 28 日（月）～同年 11 月 26 日（火）

案件番号：110200063

提出意見数：14 件

※ 今回の意見募集の対象は「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（令和 6 年法律第 58 号。以下「本法」といいます。）の一部施行（本法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行のことをいいます。以下同じ。）に伴い必要となる「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」（以下「政令」といいます。）及び「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則」（以下「規則」といいます。）の原案である 2 案です。御意見をお寄せくださいましたことに厚くお礼申し上げます。

※ 「意見の概要」においては、提出された御意見の表記を基本的に維持しておりますが、明確化の観点から各案の名称等を編集している場合があります。また、意見提出者名等が特定され得る部分等については表記を避けております。

1 各案に関する御意見

（1）政令関係

No	関係項目等	意見の概要	考え方
1-1	本則関係	方向性は、今後の、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備につながるものとして適切だと思います。ただ、政令で規模として「四千万人」を定めていますが、この規模は今後より少ない数字にすることなど、実情や時代の変化に応じた見直しも適宜検討いただければと思います。（個人）	賛同の御意見として承ります。 なお、人口減少や市場環境の変化などの社会経済状況の変化を踏まえ、必要に応じて、基準となる規模の適切な見直しができるよう、引き続き注視してまいります。
1-2	本則関係	本法の適用対象となる事業者を画する基準については、行為規制で	政令においては、特定ソフトウェアの種類ごとに、「当該特定ソフ

		あることを踏まえた謙抑性と同時に、一般法を補完する法律として合理的で公平に適用対象を画定できる基準の設計・運営や適時の見直しが期待される。 特に、モバイル OS やアプリストアのような寡占状態にあることが比較的明らかである特定ソフトウェアと（実際、アプリストアについては、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律や消費税法上、2社による寡占であることを前提として当該2社のみが指定の対象となっている）、ブラウザや検索エンジンのような日本において比較的選択肢がある特定ソフトウェアとでは、指定の基準を違えることも一つの選択肢であり得る。 こうした点を踏まえると、敢えて、特定ソフトウェアすべて一律に同一の閾値を基準として設定するのであれば、そのような一律の取り扱いを行うことに関する合理的な根拠やその説明が必要になるようにも思われる。（弁護士）	トウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るもの」（本法第3条第1項）となる規模を定めております。 なお、人口減少や市場環境の変化などの社会経済状況の変化を踏まえ、必要に応じて、基準となる規模の適切な見直しができるよう、引き続き注視してまいります。
1－3	本則関係	「スマートフォンの」利用者数の「四千万人」という基準については、ダイナミックな市場の競争状況を反映するには硬直的に過ぎ、今後も市場の動向は大きく変動をすることが想定されることから、基準の見直しは機動的に行われるべきである。（弁護士）	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、人口減少や市場環境の変化などの社会経済状況の変化を踏まえ、必要に応じて、基準となる規模の適切な見直しができるよう、引き続き注視してまいります。
1－4	本則関係	Apple社とGoogle社だけが本法の指定を受けるような高いユーザー基準を設定することは、日本の国際貿易・投資政策にとって非常に重要である無差別原則を損なうことになりかねないと考えます。外国企業（この場合は米国）のみが新たな規制の影響を受けるとするのは、悪しき前例となりえます。 加えて、提案されている閾値は、ヤフー・ジャパンのような現在又は将来の日本の競合他社が、閾値を回避するのに十分な規模にとどまろうとすることを事実上保証するものです。言い換えれば、提案されている閾値は、国内の成長と投資を抑制する可能性があります。	特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は、いずれの国の事業者であっても指定されることとなります。 また、仮に本法の指定を回避するために事業の規模を抑える事業者がいるとしても、そのことが政令で定める規模を引き下げるべき理由にはならないと考えております。

		(海外の研究機関)	
1-5	本則関係	もし公正取引委員会が、米国の事業者以外の事業者の市場における影響力やポテンシャルを過小評価するような方法を採用しているのであれば、これは米国の会社のみを新法の下で指定し、新法の義務を課すこととなりえ、不公平である。 公正取引委員会が米国企業のみを指定する行為は差別的であり、このような行為を行えば日本は米国に対する貿易上の義務に違反しかねない。 日本が本法において米国の事業者のみを指定すれば、これは米国のデジタル・プロダクトに対する差別的取扱いをしている（すなわち「非恵国待遇」をしている）ものとみなされうるのであり、日本による日米デジタル貿易協定及びサービスの貿易に関する一般協定上の差別禁止義務の違反になりえる。指定事業者は、指定されていない事業者（Yahoo! Japan や Baidu 等の日本または中国の事業者）には課されない一連の義務を課されるとともに各種の禁止事項を遵守する必要が発生する。（海外の経済団体）	特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は、いずれの国の事業者であっても指定されることとなります。
1-6	本則関係	本法の対象となる企業を決定する指定プロセスは今後行われますが、本法の範囲が過度に狭く設定されている可能性が示唆されています。公正取引委員会は、特定の米国企業の製品やサービスのみを分析の対象としているように見受けられます。 また、本法の義務の適用基準として月間 4000 万人のユーザーが選ばれたことについては、米国の大手企業を対象とし、地元企業や第三国の競合他社を除外する可能性があるという懸念も生じています。 公正取引委員会は、米国企業のごく一部を除外する影響力を持つ、このような高い基準を設定した決定の根拠を明確にしません。さらに、米国を拠点とする企業のみを指定することが、米国のサービス提供事業者に対する差別的又は不利な取扱いを行っているともみ	特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は、いずれの国の事業者であっても指定されることとなります。 政令で定める事業の規模は、「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」（本法第3条第1項）特定ソフトウェア事業者を過不足なく指定できる基準とする必要があると考えております。そして、独占禁止法上、「市場における有力な事業者」に該当するかは市場シェア 20% を超えることが一応の目安とされていることを踏まえた上で、本法が類型的に独占禁止法違反となる行為を事前に禁止等する新たな規制を課すものであることなどに鑑みて、謙抑的に 20% を加算した 40% を基準とすることが適当であるという考え方の下、国内に

		なされ、世界貿易機関のサービスの貿易に関する一般協定に基づく日本の差別禁止義務の違反となる可能性があります。(海外の経済団体)	おけるスマートフォンの利用者の数が約1億人であることを踏まえて、その40%に相当する数である4000万人を基準としたものです。
1-7	本則関係	事業の規模は、日本における主要なデジタルサービスに対する規制上の均衡を確保するものであるべきです。 国会審議における公正取引委員会の発言を踏まえ、本法は独占禁止法を明確化するための法律であると理解しています。本法が現行の独占禁止法を明確化するためのものであることを踏まえれば、事業の規模は、日本において高度に競合関係にある各主要サービスのために公平な競争の場をもたらすものであるべきです。 もし基準値が、競争に重大な影響を与える他の事業者を恣意的に規制の適用対象外する一方で、ごく少数の事業者のみを規制対象とするように設定されるようであれば、大変由々しき事態であると思料するであろうと存じます。特に、日本における重要なプレゼンスを有し、互いに密接に競合するサービスを提供する事業者については、競争を害する歪みを回避するため、そのような事業者を指定し、同様の義務を課すべきであると考えます。 政令の条文は本法と整合的に解釈されるべきです。例えば、本法第2条第8項は、「検索役務」とみなされる役務がファーストパーティの検索エンジンを使用する検索役務提供事業者の検索役務に限定されるべきではないことを明らかにしています。 もし基準値が、競争に重大な影響を与える他の事業者を捕捉できない場合、指定事業者だけを対象とする規制が、効果的な競争を促進する市場の力学に悪影響を及ぼすリスクがあります。例えば、指定事業者は、革新的で競争促進的な商品変更を展開する際に制約を受ける可能性があり、そのため、指定事業者ではない競合他社は、新規顧客を獲得するために革新するインセンティブを持ちません。これは最終的に、デジタル製品の絶え間ない改善を期待するようにな	特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は、いずれの国の事業者であっても指定されることとなります。 政令で定める事業の規模は、「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」(本法第3条第1項)特定ソフトウェア事業者を過不足なく指定できる基準とする必要があると考えております。そして、独占禁止法上、「市場における有力な事業者」に該当するかは市場シェア20%を超えることが一応の目安とされていることを踏まえた上で、本法が典型的に独占禁止法違反となる行為を事前に禁止等する新たな規制を課すものであることなどに鑑みて、謙抑的に20%を加算した40%を基準とすることが適当であるという考え方の下、国内におけるスマートフォンの利用者の数が約1億人であることを踏まえて、その40%に相当する数である4000万人を基準としたものです。 なお、本法第2条第8項に規定する検索エンジンを用いた検索役務の提供を行う事業者は、自社の検索エンジンを用いて検索役務の提供を行うものに限られないことは御理解のとおりです。

		ったユーザーにとって、より悪い結果につながります。(デジタルプラットフォーム事業者)	
1-8	本則関係	この法律は2つの企業を捕まえるために作られたようだ：Apple 社と Google 社である。この2社が意図的に規制の対象として選ばれたように見えるという事実は、法の支配だけでなく、スマートフォン法の経済的根拠についても懸念を抱かせる。 第一の問題は、閾値が企業の置かれた状況を考慮していないことである。4000 万人のユーザーを抱える企業が大きな市場力を持つとは限らない。 第二の問題は、この基準値が、支配的な2社を特別にターゲットとして作られたように見えることである：Apple 社と Google 社である。 どのプラットフォームが指定されるかを決定するための閾値として絶対的なユーザー数を使用することは、デジタルプラットフォームの消費者が「マルチホーミング」(すなわち、同じサービスの複数のプロバイダーを同時に使用すること)に従事しているという事実を無視するものである。実際には、4000 万人という基準値は、それが適用される市場によって、相対的に良い代用品にも悪い代用品にもなるということだ。例えば、ウェブ検索サービスの4000 万ユーザーと、アプリストアの4000 万ユーザーとでは、スイッチング・コストや「定着性」、その他の要因を考慮すると、全く意味が異なるかもしれない。さらに、「アクティブ・ユーザー」を、会計年度の各月に少なくとも月に1回は基本ソフトを使用する人と定義するのは、その活動の経済的意義を分析していないため、欠陥がある。このような頻度の低さは、定期的な利用ではなく、偶発的な利用を示している可能性があり、利用者の活動に基づく規制の正当性を損なう。 市場支配力と競争上の弊害のニュアンスをよりよく捉えるために、4000 万人という閾値は慎重に適用されるべきである。依存性、参入	政令で定める事業の規模は、「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」(本法第3条第1項)特定ソフトウェア事業者を過不足なく指定できる基準とする必要があると考えております。そして、独占禁止法上、「市場における有力な事業者」に該当するかは市場シェア20%を超えることが一応の目安とされていることを踏まえた上で、本法が典型的に独占禁止法違反となる行為を事前に禁止等する新たな規制を課すものであることなどに鑑みて、謙抑的に20%を加算した40%を基準とすることが適当であるという考え方の下、国内におけるスマートフォンの利用者の数が約1億人であることを踏まえて、その40%に相当する数である4000 万人を基準としたものです。 また、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は全て指定されることとなります。

		障壁、消費者被害を考慮したケースバイケースの分析は、ゲートキーパーを特定するためのより正確な方法を提供し、規制の取り組みが比例的かつ効果的であることを保証する。 (海外の研究機関)	
1-9	本則関係	3分の1であっても「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」と考えられる。そして、複数の調査では、日本におけるアンドロイドのシェアは30%台に留まっている。さらに、アンドロイド系とはいえ、メーカーが独自にアレンジしている場合は、メーカーが「特定ソフトウェア事業者」にあたるか。したがって、40%程度という指標を設定した計算根拠を示されたい。 また、基本的に1人が1つの基本動作ソフトウェアを利用するに対して、複数のブラウザや検索エンジンを利用することが考えられる。「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」度合いが遥か異なる。にもかかわらず、一律に40%という指標を設定した根拠を示されたい。(個人)	まず、基本動作ソフトウェアの提供を行う事業者と認められれば、「特定ソフトウェア事業者」に該当します。 政令で定める事業の規模は、「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」(本法第3条第1項)特定ソフトウェア事業者を過不足なく指定できる基準とする必要があると考えております。そして、独占禁止法上、「市場における有力な事業者」に該当するかは市場シェア20%を超えることが一応の目安とされていることを踏まえた上で、本法が典型的に独占禁止法違反となる行為を事前に禁止等する新たな規制を課すものであることなどに鑑みて、謙抑的に20%を加算した40%を基準とすることが適当であるという考え方の下、国内におけるスマートフォンの利用者の数が約1億人であることを踏まえて、その40%に相当する数である4000万人を基準としたものです。 政令においては、特定ソフトウェアの種類ごとに、「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るもの」(本法第3条第1項)となる規模を定めております。
1-10	本則関係	会計年度の各月に月に1回以上アプリストアを使用する4000万人の国内ユーザーの閾値へのアプローチを再検討するように公正取引委員会に促します。この定義はスマートフォン以外のユーザーを考慮しておらず、実際にはAppleとGoogleのアプリストアにのみ適用されます。公正取引委員会に対し、本法の規制が客観的かつ差別のない方法で適用されるようにすることを強く推奨します。デジタ	本法は、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等に係る公正かつ自由な競争の促進を図ることなどを目的とするものであり、本法第3条第1項においては「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るもの」として特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以

		ルプラットフォームエコシステムの性質を反映する必要があるということです。スマートフォン以外のユーザーを含む、あらゆるデジタルプラットフォームのユーザーをカウントすることでこれを反映することができます。 規模と施行へのアプローチが見直されない限り、公正取引委員会は重要な貿易協定に基づく義務に違反するリスクも生じます。これらには、サービス貿易に影響を与えるすべての規制が合理的、客観的、かつ公平な方法で管理されることを求めるサービスの貿易に関する一般協定が含まれます。(海外の経済団体)	上であるもの」を指定するものとされております。したがって、スマートフォンの利用で事業の規模をみることが適当であると考えます。 また、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は、いずれの国の事業者であっても指定されることとなります。
1-11	本則関係	政令は、各特定ソフトウェアを利用する「スマートフォンの」利用者数に基づいて規制対象事業者を指定するとする。しかしながら、消費者等がブラウザ、検索エンジン、アプリストア等を利用する際の媒体は、スマートフォンのみに限られるわけではない。現在では、技術・市場の成熟化にしたがって、デスクトップPCやタブレット等も含めたデバイスを横断したシームレスな利用体験が一般的となっており、これらのブラウザ市場等における競争は、スマートフォンの利用者のみを需要者として行われているわけではない。政令のように、スマートフォンの利用者数のみに依拠して規制対象事業者を指定すると、たまたまスマートフォンで利用されることが多い事業者のみが捕捉され、実際には同じ市場で同規模又はそれ以上の規模で競争している事業者が捕捉されない結果、同じ市場で競争しているのに規制される事業者と規制されない事業者が生じ、イコールフットINGの競争にならないおそれがある。スマートフォンの利用者に限定しない形での各市場の利用者数や、年間売上高など、他の考慮要素も加味するなどして、同じ市場で競争する同種規模の事業者が適切に捕捉されるよう検討すべきである。(弁護士)	本法は、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等に係る公正かつ自由な競争の促進を図ることなどを目的とするものであり、本法第3条第1項においては「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるもの」を指定するものとされております。したがって、スマートフォンの利用で事業の規模をみることが適当であると考えます。
1-12	本則関係	日本におけるモバイル・エコシステムを規制するのであれば、新規参入者を含む全ての参加者が所定の規制要件を遵守することが求め	本法第3条第1項において「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るも

		られる形で規制されるべきです。競争の促進が目的であれば、規制要件は、利用者数やそれぞれの市場シェアにかかわらず、モバイル・エコシステムにおける全ての競合業者に一律に適用されるべきです。(海外の経済団体)	の」を指定するものとされておりますので、モバイル・エコシステムに関係する全ての事業者に対して、この法律を一律に適用することはできません。
1-13	本則関係	デスクトップとモバイルの両方で利用される製品については、事業者の総ユーザー数を考慮に入れて指定すべきです。 政令と規則は、モバイル端末の利用状況のみを指標として事業の規模を設定しようとしています。しかし、モバイルデバイス上でのポジションのみに基づいてブラウザ又は検索エンジンに係る指定事業者として指定することは、極めて人為的であり、問題となっている市場におけるクロスデバイス競争を無視するものである。したがって、ブラウザや検索サービスの事業の規模は、全てのデバイスにおける利用状況に基づいて設定されるべきです。 ブラウザや検索サービスは、モバイルデバイス上では PC 上のものと直接競合します。デバイスに関係なく、ブラウザや検索サービスは一般的に一貫した体験をユーザーに提供し、一人のユーザーが複数のデバイスでこれらのサービスにアクセスすることも多いです。実際に、ユーザーは、デバイス間でのブラウザ履歴の同期など、デバイスを跨いだ利用を容易にする機能から恩恵を受けることができます。これら2つのサービスの技術的設計と実際利用に鑑みますと、日本では、非モバイル端末でブラウザと検索サービスにアクセスする月間アクティブエンドユーザーを除外することは適切ではありません。 公正取引委員会は、検索サービス及びブラウザサービスについては、月間アクティブエンドユーザーのカウントは、すべてのデバイスを通じたエンドユーザーの使用量に基づかなければならないことを明確にするよう、政令及び規則を修正することを提言いたします。(デジタルプラットフォーム事業者)	本法は、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等に係る公正かつ自由な競争の促進を図ることなどを目的とするものであり、本法第3条第1項においては「当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるもの」を指定するものとされております。したがって、スマートフォンの利用者で事業の規模をみるのが適当であると考えます。

1-14	本則関係	政令が採用した「四千万人」という閾値についても、我が国におけるスマートフォンの利用者の実数の 40%に相当する 4000 万人を基準とするものであるとのことであるが、母数をスマートフォン利用者全体でみており、当該特定ソフトウェアの利用者に限定したものではない。一般的な独占禁止法の考え方からすれば当該特定ソフトウェアの利用者に限定してみるべきともいえ、政令のようにスマートフォン利用者全体でみたのでは(独占禁止法の考え方からすれば)本来該当すべき規制対象事業者が該当しない可能性がある。(弁護士)	スマートフォンの利用者の中には当該特定ソフトウェアを利用していない者がいるのではないかと御意見と理解しました。スマートフォンの利用者は基本的に特定ソフトウェアの提供等を受けていると考えますので、母数を当該特定ソフトウェアの利用者に限定したとしても定めるべき規模を左右するほどの影響があるものではないと考えております。
1-15	本則関係	利用者は本法第 1 条の日本国民に限定されるか。すなわち、在留外国人、訪日外国人及び法人は含まれないか。 1 人が複数のスマートフォンを所持する時代となり、IP アドレスも利用可能な情報として考えられるか。(個人)	国内向けに提供されている基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ又は検索エンジンを用いた検索役務を利用するスマートフォンの利用者であれば日本国民に限定するものではありません。また、利用者の数の算定においては IP アドレス情報も利用可能な情報の一つであると考えます。
1-16	本則関係	検索エンジンの利用者の数を算出するには、利用者を特定しなければならない。そうすると、利用者と利用者の検索内容を結びつかなければならない。憲法第 21 条第 2 項の通信の秘密を侵害するおそれがある。 また、ブラウザは利用者の個人情報収集するわけではないため、ダウンロード数は把握できるかもしれないが、利用したかどうかを探知できなく、利用者の数まで集計することは不可能である。それとも利用者のプライバシー権を無視して、利用状況を収集しろという趣旨か。(個人)	検索エンジンを用いた検索役務の利用者の数の算定は、通信の秘密を侵害するような方法で行わざるを得ないものではないと考えております。 また、ブラウザについても、スマートフォンの利用者のプライバシーに配慮する形で算定することは可能と考えております。

(2) 規則関係

No	関係項目等	意見の概要	考え方
2-1	附則 2 項	規則附則第 2 項は行政機関の休日に関する法律第 2 条ただし書「別段の定め」としか理解出来ない。(個人)	期間の計算については、規則第 2 条第 1 項において民法の期間に関する規定に従うものと定めるとともに、同条第 2 項において行政機

			関の休日に関する法律第2条を適用するものと定める案としておりましたが、御意見を踏まえて、規則第2条第2項において同法第2条本文の規定を適用するものと明確に決めました。
2-2	附則2項	規則附則2項は「令の施行の日」ではなくて「法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十九日）」ではないのか。令にする理由はあるのか。（個人）	規則附則第2項は、規則第8条第1項を読み替えて適用する規定であるところ、同項は政令の施行を前提とするものですので、「令の施行の日」を起点とする旨を定めております。
2-3	様式第1号	様式第1号の記載上の注意事項の記4（特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地）について、法は外国法人等である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人を求めている。国内における代表者又は国内における代理人のない外国法人等である場合はこの項目の記入は必須か。また、必須である場合、規則は本法第3条第2項の「届出」にとどまらず、実質的に国内における代表者又は国内における代理人を求めることとなり、本法第3条第2項の委任権限を踰越しているといわなければならない。そして、外国法人等に特別な義務を加えることが非関税障壁といわなければならない。（個人）	外国法人等である場合であって、国内における代表者及び国内における代理人がいらない場合は、国内における代表者及び国内における代理人はいない旨記載されることを想定しておりますが、外国会社が日本において継続して取引をしようとするときは、会社法第817条第1項に基づき、日本における代表者を定めるべきものと承知しております。
2-4	様式第1号	月間アクティブエンドユーザー（MAU）の算定方法は、事業者間で広く一貫性が保たれるべきです。 規則では、実際の利用を過不足なく表すために、事業者が入手可能な最も正確で信頼できる情報に基づいて MAU 数を計算することを求めています。この要件に賛同いたしますが、正確な MAU 報告を保証するために、事業者間で広く一貫した算定方法を適用すべきであると思料いたします。そのために重要なのは、各サービスの「利用者」とみなすべき者を適切に定義することと存じます。現在のところ、規則ではこの点に関するガイダンスは示されていません。明確にするため、公正取引委員会が、各サービスの利用者としていかなる者	検索役務については、「スマートフォンの利用者が検索により求める情報を特定の分野又は画像、映像その他の特定の形式に限定することなく表示する役務」（本法第2条第8項）と定められており、政令においては、当該役務を利用する者を対象とする旨を定めているところですが、御理解のとおり、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定すべきものとしております。当該事業者における個別具体的な状況を踏まえた上で、適切に事業の規模が算定されているかを確認してまいります。

		を算定すべきかを定めることを推奨いたします。 ユーザーが様々な方法（例えば、スクロールや検索アクセスポイントのクリック、検索クエリの入力）でこのサービスと対話できることを考えますと、検索サービスに特に関連いたします。例えば、DMAの下では、アクティブなエンドユーザーとは、検索エンジンに「関与」したすべての人と定義されています。この定義は、ユーザーが検索サービスと対話し、検索サービスを利用する様々な方法をより正確に包含するものであり、検索クエリを入力できるウェブページをクリック、スクロール、訪問する全てのユーザーを含むものです。（デジタルプラットフォーム事業者）	
--	--	---	--

（３）一部施行される規定関係

No	関係項目等	意見の概要	考え方
３－１	－	政令及び規則を策定する際には、特定の企業を「特定ソフトウェア事業者」として指定する明確な理由を立法者及び政策立案者が持ち、これらの企業に大幅に増加した規制負担及び要件への準拠を義務付けることによる潜在的な影響を理解することが不可欠です。（海外の経済団体）	御意見として承ります。
３－２	－	スマートフォンソフトウェアを取り巻く環境においては、モバイル OS 提供事業者である Apple 社及び Google 社による影響力が極めて強く他のソフトウェア（アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）にまで及ぶことで、Apple 社と Google 社による寡占状態が生じている実態があると考えられます。 以上の実態を踏まえ、規制対象事業者の指定に当たっては、Apple 社と Google 社の２社のみを指定することが適切であると考えます。（事業者）	特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が政令で定める規模以上である事業者は全て指定されることとなります。
３－３	－	本法第３条第２項は、基準を満たした特定ソフトウェア提供者に対して届出義務を課しているのに対して、電気通信事業法上、特定利	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。

		用者情報規制の対象となる特定利用者情報を取り扱う大規模な電気通信事業者の指定の便宜のために、指定基準を満たす一歩手前の段階から報告義務を課す仕組みのような、基準を満たす前段階で利用者数の状況を把握する手段が法定されていない。そのため、特定ソフトウェアの提供者が、(届出義務の違反に対しては刑罰が定められているとしても)届出義務を適切に履行しないリスクがないとはいえない。また、こうしたリスクに鑑みれば、利用者数の適正な算定方法に関しては、公正取引委員会に広範な裁量が認められることになるようにも思われる。したがって、こうしたリスクに対処するとすれば、公正取引委員会としては、指定基準に近似した利用者数を有している可能性があると推測される事業者に対しては、継続的にモニターを行い、行政指導の一環として、利用者数の算定状況の確認を行うことも期待される。(弁護士)	
3-4	一	本法第4条第1項第2号は、事業者が当該サービスの提供等を行わなくなった場合、又は、もはや事業の規模を満たさず、「再び当該規模以上となることがないと明らかに認められる」場合にのみ、指定の取消しを認めていることから、月間アクティブユーザーのカウント方法が事業者間で一般的に一貫しており、(指定回避のためにサービスが使用する方法ではなく)正確な情報に基づいて指定がなされることが不可欠です。また、公正取引委員会には、取消請求について合理的な検討を行うことを求めます。デジタル製品の移り変わりが速く、予測不可能であることを考慮すると、取消の要件として「再び当該規模以上となることがないと明らかに認められる」ことを求めるのは不適切であると考えます。むしろ、公正取引委員会は、指定事業者がもはや一定の規模を満たさず、近い将来も満たす見込みがない場合には、指定の決定を取り消すことができるべきです。(デジタルプラットフォーム事業者)	御意見として承ります。

2 その他の御意見

各案に関する御意見のほか、次のとおり、本法等に関する御意見を頂きました。頂いた御意見については、本法の全面施行に向けた下位法令、ガイドライン等の検討やその後の本法の運用を含め、今後の業務の参考とさせていただきます。

モバイル・エコシステムを形成するいわゆる「デジタルプラットフォーム」は、デジタル化する経済及び社会において極めて大きな貢献を果たし、消費者や事業者によくの利益をもたらしています。

過度に負担ともなりうるこの分野の規制を進める前に、デジタルプラットフォーム及びより広範なモバイル・エコシステムのビジネスモデル、並びにこれらの規制が業界及び日本経済全体に与える影響について、規制当局や政策立案者が完全かつ正確に理解することが重要です。そのため、公正取引委員会が本法の規則を設計及び実施するにあたり、デジタルエコシステムの競争促進的又は競争中立的な側面を含む、デジタルプラットフォームが消費者に提供する多くの便益を考慮するよう公正取引委員会に求めます。

公正取引委員会は、特定デジタルプラットフォームに対する本法の適用範囲を恣意的に過度に狭めることを避けるべきです。デジタルプラットフォームに適用される新しい規制は、類似する立場にある関連サービスの提供事業者全てに適用されなくてはなりません。この規制の平等性は、客観的な基準及び閾値を用いることで達成されるべきです。さらに、差別の可能性を回避するために、本法はすべてのデバイスの関連サービスに適用されるべきであり、モバイルデバイスといった特定のカテゴリーに限定されるべきではありません。

さらに、これらの本法の意図と動機は、日本企業が支配する類似の市場にも適用されるべきですが、公正取引委員会は追求していません。例えば、日本には活気のあるゲーム市場があります。これらのエコシステム上のゲーム機用アプリストアは、本法の対象とはなりません。例えば、これらのゲームエコシステムでは、自己優遇が認められることになります。

さらに通商の観点から懸念されるのは、これらの本法が、モバイルアプリストアの配信によるモバイルゲームを、ソニーや任天堂のゲーム機に搭載されたアプリストアと比較して不利にする可能性があることです。同様のサービスであるゲーム機用アプリストアはこれらの規則の対象外であるだけでなく、ゲームアプリケーションを配信するという点において競合するサービスでもあります。公正取引委員会が基準を狭く設定し、アプリストアの一形態のみに規則を適用するという決定を下した一方で、地元の既存事業者が運営するアプリストアには同じ制限を課さないことは、流通サービスにおける日本のサービスの貿易に関する一般協定公約違反にあたる可能性があります。

デジタル市場とモバイル・エコシステムのダイナミックで革新的な性質を踏まえると、本法は柔軟かつ企業及び消費者に対する幅広い潜在的な影響を考慮に入れたものである必要があります。過度に負担となる強引な規制は、イノベーションを阻害し、日本の経済成長を害するおそれがあります。そのため、本法の便益がその日本経済に対する潜在的な悪影響を上回るか否かを十分に評価するよう公正取引委員会に求めます。

本法が経済成長を阻害しないよう担保することに加えて、消費者と企業との意図しない負のトレードオフを防ぐために、規制の枠組みが全てのステークホルダーの利益のバランスを慎重に図ることが重要です。例えば、DMAに関する経験は、消費者への影響を適切に考慮しない厳格な事前規制がユーザーエクスペリエンスの悪化や、有益なデジタルサービスへのアクセスの減少につながるおそれがあることを示唆しています。そうした規制の施行は、消費者の情報アクセスに影響するだけでなく、場合によってはトラフィックを中小企業から遠ざけることによって、中小企業にも弊害をもたらしています。また、欧州におけるこれらの新し

い規制に関連する不確実性及び遵守のための費用は、新商品の減少や発売の遅延を生じさせており、ビジネス及び消費者双方に損失をもたらしています。公正取引委員会も同様に、オペレーティングシステム（OS）ベンダーが日本市場での新機能の展開を遅延又は制限せざるを得なくなり、日本のデベロッパーに害を及ぼすような過度な規制には用心すべきです。それとは対照的に、本法を適切に適用し施行することは、アプリ配信プラットフォームのグローバルな恩恵を維持し、デベロッパーが複数の市場にまたがってプラットフォームの機能、機能の組合せ及び技術の一貫性を引き続き活用できるようにする上で役立ちます。ステークホルダーの意見を聞く公正取引委員会の取り組みに感謝し、日本の消費者及び企業双方の利益につながる、特定された課題の最も実現可能な解決策を見出すために、こうした対話を継続することを求めます。新しい規則の潜在的影響の大きさを考慮すると、対象分野の専門家、消費者及び企業を含む様々なステークホルダーが、法令の案に関する見解を公正取引委員会及び日本政府と共有する有意義な機会を引き続き持つべきです。（海外の経済団体）

デジタルプラットフォームエコシステムへの日本政府の介入は、日本のデジタル経済を損なう重大なリスクを生み出します。このデジタル経済は、中小企業の開発者に低コストで安全かつユビキタスな（使いたいときに場所を選ばずに利用できる）顧客アクセス手段を提供するために相互に競合するプラットフォームによって支えられており、参入障壁がほとんどありません。さらに、日本政府がモバイルエコシステムに介入すると、日本の貿易公約との矛盾が生じ、日本の国際競争力が墮落することとなります。

特に、公正取引委員会の立法提案が対処する自己優遇と括りに関する懸念に関しては、それらが垂直統合の競争促進的な例である可能性が高いため、自己優遇と括りの慣行を包括的に特徴付けることは避けるべきです。私たちは日本の政策立案者に対し、そのような慣行が消費者にとって効率性、品質の向上、またはコストの削減をもたらす場合、そしてユーザーが別のプラットフォームに簡単に切り替えることができる状況で独占禁止法の問題が最小限に抑えられる場合には、政府の命令によって禁止されないようにすることを認識することを強く求めます。さらに、日本の政策立案者は、切り替えコストが明らかに低いために消費者がプラットフォームから離れてしまう可能性があるため、自己優遇が消費者にとって悪影響であると示される場合、競争を期待すべきです。自己優遇に関する独占禁止法の調査は、一般に、問題企業が市場支配力を持ち、その市場支配力を利用して競争と消費者に害を与えている場合にのみ適切です。（海外の経済団体）

本法が日米共通の戦略的事項（権威主義的政府との技術競争、デバイス、データ、デジタル・エコシステムのセキュリティ、競合業者同士のサービスを強制的に統合する可能性、等の理由で増大するサイバー侵入やマルウェアの脅威からの保護、など）に及ぼす潜在的な影響を懸念しています。本法律がもたらすと想定される利益は、利用者、企業、そしてデジタル経済への信頼に与える潜在的な損害と引き換えにもたらされるかどうかを慎重に判断することが重要です。

本法の策定・実施にあたっては、投資と知的財産権を保護するという日本の長年の公約に忠実であり続けることが重要です。これには、知的財産権を保護したり、米国のデジタル製品やサービス・プロバイダーに対する差別を禁止したりする適用貿易規則（日米デジタル貿易協定、TRIPS 協定など）に抵触するような行動を取らないことも含まれます。

これからも、企業ユーザーだけでなく、一般消費者にもサービスを提供するオンライン・プラットフォームの本質を考慮した、バランスの取れた議論の場を引き続き提供して下さるようお願いします。このようにこの過程においては、消費者の信頼、公共サービスのデジタル化、プライバシーとセキュリティ、イノベーションの促進に関する政策に法律が与える影響だけでなく、法律を実施しなければならない企業の視点も考慮する必要があります。

欧州の「事前規制」アプローチは未検証であり、DMA の意図しない悪影響や波及効果はまだ理解されていないと考えています。もちろん、日本が DMA を模倣するわけではなく、また、プライバシーとセキュリティへの影響を軽減するために日本政府が講じた措置も理解していますが、これらの重要事項に留まらず、消費者に

とっての一定のメリットを、特定のビジネス慣行を維持するための「正当な理由」として考慮する、柔軟なアプローチを保つことを強く求めます。欧州からの初期のフィードバックでは、エコシステム全般にわたる企業と消費者が、サービス統合を禁止する規則などを含む DMA がビジネスに害を及ぼし、オンライン体験を悪化させているとの懸念を表明しています。(海外の経済団体)

本法は、スマートフォンを通じてそれらのソフトウェアを利用する場合のみを想定した立法になっている。

しかしながら、実際のユーザは、スマートフォン以外のデスクトップ PC 等を通じてブラウザ閲覧や検索機能を利用しているのであって、これらのブラウザ市場等における競争は、スマートフォンの利用者のみを需要者として行われているわけではない。実際の競争がスマートフォン以外の利用形態も含めて横断的に行われている以上、一部の利用形態のみを規制したのでは競争促進の観点から十分ではなく、かえって競争を歪める危険性すらある。

そのため、スマートフォン以外のデスクトップ PC 等を通じたソフトウェア利用についても早急に実態調査を行うなどして、同様の競争法上の問題が生じていないか検討を行うべきである。(弁護士)

イノベーションを促進し、消費者により多くの選択肢を与えるとともに、ユーザーのセキュリティ、プライバシー、安全性を確保することが重要である。

本法の施行に当たっては、消費者及び事業者が利益がもたらされるよう以下の点を踏まえ注力するべきである。

- ・ユーザーエクスペリエンスの充実：消費者への影響を考慮しない厳格なプロダクト・デザインを強いる事前規制は、消費者に不利益をもたらす。
- ・ユーザーのセキュリティやプライバシー、安全性の確保：DMA の履行はセキュリティやプライバシー保護、安全性が危険にさらされることをユーザーが懸念しているにもかかわらず追求されている。そしてこれらの懸念は、デジタルプラットフォーム上の利用事業者にとっても有害な影響を及ぼす。
- ・知的財産権の尊重：DMA は、知的財産権及び国際貿易ルールを尊重していない。イノベーターは補償されるべきであるが、この原則が DMA では尊重されておらず、欧州のユーザーにとって有害な結果をもたらしている。
- ・本法の解釈及び施行において、以下を確保することが非常に重要である。

○本法が消費者の利益を保護するものであること：本法は、消費者及び日本の事業者が不利益をもたらす態様で施行されてはならない。とりわけ、本法第 9 条は、消費者の利益及び日本国内の零細及び中小企業を含む直接サプライヤー（仲介者を通さずに消費者に直接商品及びサービスを提供するサプライヤー）の利益をよくよく考慮して施行されるべきである。

○また、上記第 9 条に限らず、国会での附帯決議のとおり、セキュリティ、プライバシー保護、青少年保護、その他違法行為の防止等、正当な消費者保護のための措置が損なわれることがないよう、またそれらの保護措置がより高められるものであることを確実にすべきである。むしろ、デジタルプラットフォームは、同法に従ってそのような措置を講じるよう奨励され、確保されなければならない。(海外の経済団体)

デジタル市場競争会議の最終報告ではブラウザと検索に関する義務はモバイルとデスクトップの両方に適用されるべきであると提言されているにもかかわらず、本法がモバイルのエコシステムに限定的に焦点を当てていることへの懸念をこの場を借りて表明したく存じます。規制は、日本で主要な存在感を示す競合サービス間の公平性を確保すべきです。デジタル市場競争会議の最終報告は、スマホ新法が規制しようとしているモバイル・エコシステムに関する懸念がデスクトップにも等しく存在すること、また、競争事業者間の公平性を確保するためには、デバイスを超えた一貫したルールの適用が必要であることを明記しています。現状では、モバイルデバイス向けのルールとデスクトップデバイス向けの別のルールが導入されることにより、実質的な技術的・規制的制約が生じ、日本におけるサ

ービスの質が損なわれることを懸念いたします。例えば、PC 向けサービスに革新的な変更を導入する企業が、規制上の不確実性からモバイル向けサービスに同等のアップデートを導入するのを遅らせたり、導入しなかったりする現実的なリスクがあり、その結果、デバイス間で同じ品質を期待するユーザーの間で混乱が生じる可能性があります。そのため、公正取引委員会には、デスクトップサービスを監視し、エビデンスに基づく知見に応じた適切な措置を講じていただきたく存じます。(デジタルプラットフォーム事業者)

OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンに同じ規制義務を適用することは、(i) 競争部門を過剰に規制し、(ii) 意図しない結果を助長する危険性がある。本法は、経済的ダイナミズムと競争力という実績があるにもかかわらず、オンライン市場に不釣り合いな焦点を当て、より厳しい規制の監視の対象としている。これが良くなるのか悪くなるのかはまだ明確ではない。しかし、公正取引委員会は少なくとも、証拠に基づくデジタル競争取締りのアプローチを採用することで、チャンスを味方につけることができる。これを怠れば、技術革新を阻害するだけでなく、独占的行動がはるかに根強い伝統的産業における差し迫った競争上の懸念を無視することになりかねない。

規制の枠組みは、他の法域における同様の法律の影響からも明らかなように、意図しない結果を生む危険性がある。例えば、ヨーロッパのデジタル市場法（DMA）は、特に革新的な商品の展開において、技術の進歩を遅らせている。このような遅延は、消費者のアクセスと選択肢を奪い、消費者に損害を与える。こうしたリスクは、エビデンスに基づく方法で本法を適用することによって完全に排除できるわけではないかもしれないが、少なくとも軽減することはできる。公正取引委員会の次期ガイドラインは、この微妙なバランス感覚を実現するために必要なものだ。

公正取引委員会が、各サービスの種類に固有の力学に基づいて規制義務を区別することを強く奨励する。オペレーティングシステム、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンは、それぞれ異なる競争環境の中で運営されている。一律の義務を適用するのではなく、ケースバイケースの分析を行うことで、すでに競争力のあ

るサービスに対する不必要な負担を避けつつ、反競争的な行為によりよく対処できるだろう。

公正取引委員会に対し、経済のデジタル部門にのみ焦点を当てることから生じ得る影響と潜在的な意図せざる結果を慎重に検討するよう求める。オンライン市場を特別に規制強化の対象としているのは、それとは反対の証拠があるにもかかわらず、競争上の問題がオンライン市場でより深刻であると想定しているからである。オンライン市場は、経済において最もダイナミックで革新的な市場のひとつであり、参入障壁は比較的低く、競争も激しい。このような分野だけに規制を集中させることは、イノベーションを阻害し、不必要なコストを課し、独占が定着し成長が停滞している伝統的な産業から目を逸らし、より緊急の介入が必要になることが多い。こうしたリスクは、スマートフォン法に内在するものではあるが（そして、その制定者たちもある程度は受け入れている）、調査対象の企業に、スマートフォン法に組み込まれた推定を覆す経済的証拠を提供する十分な範囲を与えることによって、最小限に抑えることができる。(海外の研究機関)